

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の  
公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 6 年 12 月 10 日

奈良地方法務局五條支局

登記官 稲 葉 広 恵

記

| 1 手続番号         | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項    |
|----------------|------------------------|
| 1503-2022-0026 | 奈良県吉野郡川上村大字伯母谷 6 8 番 2 |